

# 使用前確認申請書

関原発 第452号  
2023年11月17日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森 望

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の1第3項の規定により次のとおり使用前事業者検査の確認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 関西電力株式会社 住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 執行役社長 森 望
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 高浜発電所 所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦
申請に係る発電用原子炉施設の概要	高浜発電所第1号機 発電用原子炉施設に係るもの その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災防護設備に係る基本設計方針に記載の設備
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和5年6月29日 原規規発第23062911号
使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 工事完了時の検査（表7） 期日 自 2023年12月18日 至 2024年 7月 場所 高浜発電所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査（表9） 期日 自 2023年12月18日 至 2024年 7月 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	2024年8月
原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときであっては、その使用の期間及び方法	対象施設の概要 高浜発電所第1号機 発電用原子炉施設に係るもの その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 [Redacted] その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 [Redacted]

	<p>使用の期間  自：2024年4月  至：令和5年6月29日付け原規規発第23062911号をもって認可を受けた設計及び工事の計画に係る発電用原子炉施設に対する法第43条の3の11第3項に基づく使用前確認証交付日</p> <p>使用の方法  高浜発電所第4号機の火災防護設備を運用するために、1号機設備のうち4号機と共用している火災防護設備が必要であるため、一部工事が完了した1号機設備のうち4号機と共用している設備を令和5年6月29日付け原規規発第23062911号をもって認可を受けた設計及び工事の計画に係る発電用原子炉施設に対する法第43条の3の11第3項に基づく使用前確認証交付日まで使用する。  なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>
--	--

(手数料 金 593,500円)

添付資料－1：工事の工程に関する説明書

添付資料－2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

添付資料－3：施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

添付資料－4：使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

## 工事の工程に関する説明書

年月 項目	2023年	2024年				
	12月	1月	2月	3月	6月	7月
発電用原子炉施設に係るもの その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備 火災防護設備に係る基本設計方針に 記載の設備		工事期間				
		使用前事業者検査（表7）				
		使用前事業者検査（表9）				

工事の工程における放射線管理に関する説明書

当該工事場所は、非管理区域のため放射線管理はしていない。

## 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

発電用原子炉施設における施設管理の重要度は、法第43条の3の9第1項の規定に基づく設計及び工事の計画における、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」等に従い、原子炉施設の安全上の重要性に応じ、下表「グレードの区分」に従い管理を行う。

重要度		グレードの区分
原子炉施設	○クラス1の設備に係る工事 ○クラス2の設備に係る工事 ○クラス3の設備及びその他設備のうち、発電への影響度区分が「その故障がプラント稼働にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事	Aクラス 又は Bクラス
	○上記以外の設備に係る工事	Cクラス
原子炉施設のうち 重大事故等 対処施設	○特定重大事故等対処施設 ○重大事故等対処設備（常設設備）	S A 常設
	○重大事故等対処設備（可搬設備）	S A 可搬（工事等含む） 又は S A 可搬（購入のみ）

本申請において使用前確認を受けようとする対象施設のうち、重要度が高い機器はない。

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用を必要とする理由

高浜発電所第 4 号機の火災防護設備を運用するために、1 号機設備のうち 4 号機と共用している火災防護設備が必要であるため、一部工事が完了した 1 号機設備のうち 4 号機と共用している設備を令和 5 年 6 月 2 9 日付け原規規発第 23062911 号をもって認可を受けた設計及び工事の計画に係る発電用原子炉施設に対する法第 4 3 条の 3 の 1 1 第 3 項に基づく使用前確認証交付日まで使用する必要があるため。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。

対象とする設備を以下に示す。

高浜発電所第 1 号機（4 号機と共用している設備に限る。）

その他発電用原子炉の附属施設

火災防護設備

火災防護設備に係る基本設計方針に記載の設備